

微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定について



平成 22 年 6 月 11 日、全国で初めての微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定が財団法人愛媛県廃棄物処理センターに対して行われました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①申請者の住所、名称、代表者の氏名

愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 番地 2

財団法人愛媛県廃棄物処理センター 理事長 三木 輝久

②施設設置場所

愛媛県新居浜市磯浦町 18 番 78 号

③施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物(紙くず、木くず及び小型コンデンサ)(いずれも微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に係るものに限る。)

⑤処理の方法

焼却(ロータリーキルン式燃焼熔融)

⑥処理能力

1. 廃 PCB 等 28.8kl/日(600L/時間×24 時間×2 炉)

2. PCB汚染物

・紙くず、木くず 14.4t/日(300kg/時間×24 時間×2 炉)

・小型コンデンサ 1.92t/日(40kg/時間×24 時間×2 炉)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2010 年 6 月 15 日付 環境省報道発表資料

品質検査箇所 神村悠介